

「ミネラルウォーターに関する税」についての報告書
～山梨県の特性を活かした環境目的税を目指して～

平成17年3月

山梨県地方税制研究会

目 次

(ページ)

1 はじめに	1
2 山梨の水と森林の現状と課題	1
3 山梨の良質な地下水資源を守っていくための具体策	2
(1) 基本的な考え方	2
(2) 具体的な施策	3
4 山梨の良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方	4
5 費用負担の具体策の検討	5
(1) 具体策比較表	6
(2) 検討の結果	7
6 「ミネラルウォーターに関する税」の詳細	10
(1)「ミネラルウォーターに関する税」の骨格について	10
(2)「ミネラルウォーターに関する税」の導入に当たっての法的課題	22
7 今後の検討課題	27
8 おわりに	28

(資料)

1 検討の経緯	29
2 「やまなしの水と森林」シンポジウムの概要	30
3 「やまなしの水と森林」シンポジウムⅡの概要	30
4 県政モニターアンケート調査（第1回）の概要	31
5 県政モニターアンケート調査（第2回）の概要	34
6 山梨県地方税制研究会名簿	38

1 はじめに

- 平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外目的税の創設など地方公共団体の課税自主権が拡充された。そこで、本県においても、平成12年7月に山梨県地方税制研究会を設置し、独自の税財源の充実確保を図るための方策について研究することとした。
- この研究会においては、県議会から提案のあった「ミネラルウォーターに関する税」をはじめ、「水源かん養税」、「産業廃棄物税」、「入山税」など、本県にふさわしい環境目的税について調査研究を行った。
- これらのうち、「ミネラルウォーターに関する税」について、詳細な検討を進めるに当たり、広く県民の意見を求めるとともに、関係事業者の意見を聴くため、平成14年12月、山梨県地方税制研究会中間報告（以下「中間報告」という。）を公表し、インターネット等により県民の意見を聴取した。
- 以来、研究会においては、2年余にわたり、県民や関係事業者の意見を参考に、課税の公平性や税収の使途などの検討を進めるとともに、水や森林を守っていくための費用負担のあり方についても幅広く調査研究を重ねてきた。
- 併せて、県民や関係事業者の理解と関心を深めるため、シンポジウムを2回（平成15、16年度に各1回）、講演会を1回（平成16年度）開催するとともに、県民の意向を把握するため、県政モニターアンケート調査を2回（平成15、16年度に各1回）実施したところである。
- 以下、調査研究の結果について報告する。

2 山梨の水と森林の現状と課題

- 本県の森林面積は347,580haで、県土面積（446,537ha）の78%を占める、森林比率が全国第4位の森林県である。
- 本県の森林面積のうち46%（158,258ha）が県有林で、53%（184,566ha）が民有林、1%（4,756ha）が国有林である。なお、県有林の全森林に占める面積割合（46%）は、全国一となっている。

また、森林法に基づく水源かん養保安林に163,005haが指定され、森林の重視すべき機能に応じて208,000haを水土保全林に位置づけている。本県の水源かん養保安林が森林面積に占める割合は47%と、全国平均（27%）を大きく上回っており、また、水土保全林についても、森林・林業基本計画における全国の目標値（52%）

に比べて高いものとなっているなど、本県の森林は、水源かん養機能の維持・保全を重視して管理経営されている。

- 森林を源として流れ出る豊富な水は、上流域に位置する本県はもとより、下流域に位置する東京都、神奈川県及び静岡県の多くの人々の暮らしを潤している。
- 本県は、生活用水の約7割を地下水・湧水に依存するなど、地下水が県民生活にとって重要な資源となっている。また、清浄で豊富な地下水が存在することにより、地下水を井戸から汲み上げ塩素消毒しただけで飲むことができるところから、簡易水道が給水対象とする人口の割合が全国一となっている。
- 地下水を原料とするミネラルウォーターの平成16年における本県生産量及び全国シェアは、それぞれ 529,388kl、41 %で、2位の兵庫県(141,249kl、11 %)を大きく引き離し、全国一となっている。
- このような県民にとって貴重な財産であるかけがえのない豊かで美しい森林と水資源を保全し、全国から「環境日本一」と評価される山梨を築き上げ、次世代へと引き継いでいく必要がある。
- 本県は、森林整備事業などにより森林の持つ公益的機能、特に水源かん養機能の保持に努めてきたが、林業の不振や林業労働者の減少・高齢化などの進行により、民有林を中心に森林の管理水準の悪化・荒廃が進み、森林の公益的機能の低下が課題となっている。森林のもつ水源かん養機能などの公益的機能を十分に發揮するためには、計画的な森林の保全・整備が必要であり、経済ベースでの整備が困難な森林については、公的な関与による森林の整備を行う必要がある。
- また、森林によって育まれる豊かな地下水資源を将来にわたって安定的に利用していくためには、地下水資源の保全と適正利用を図る必要がある。
- しかし、本県の財政状況は極めて厳しく、三位一体改革による税源移譲や行財政改革の取組を考慮しても、新たな取組を実施していくためには既存財源だけで対応するのは困難であり、新たな財源が必要とされている。

3 山梨の良質な地下水資源を守っていくための具体策

(1) 基本的な考え方

- 本県では、水源かん養に係る森林整備事業に平成16年度当初予算ベースで県費約25億円を支出しており、今後も、同程度の事業費が見込まれるが、新たな財源による税収は、既存の事業ではなく新規の事業に充当するものとする。

- 森林は水源かん養機能のほか、土砂災害防止機能、二酸化炭素吸収機能など多面的機能を有するが、本県の森林の特性から、水源かん養機能の維持とその機能の発揮に最も資すると考えられる事業を実施する。
- 森林の水源かん養機能を高めるためには、林内に十分な光を取り入れ、下層植生の生育を促し、水を蓄える土壤を保全し発達させることが重要なことから、間伐や保育事業などの森林整備事業を、主に水源かん養保安林及び水土保全林を対象として実施する。
- 水源林に対する県民の理解を深めることも重要であることから、水源林を社会全体で守り育てるという県民意識の醸成を図るための取組も併せて実施する。
- ミネラルウォーターの水源地周辺地域のような水源環境の整備を進めることができ特に重要な区域については、水源かん養に係る事業を重点的に実施する。
- 水源かん養に係る事業の効果を測定するため、地下水位の観測・水質の調査、総合的な地下水資源の調査等を実施する。
- 水源かん養に係る事業は、県と市町村が、それぞれの役割を踏まえつつ、一体となって推進する。
- 県は、主として、県有林（水源かん養保安林、水土保全林を中心とした区域）を対象とした森林整備事業や、森づくりに関する調査研究、普及啓発事業を推進する。
- 一方、比較的小規模の民有林（地域水源林）を対象とした森林整備事業については、県が直接実施するよりも、水源地所在の市町村が実施した方が高い効果が期待できる場合があることから、森林計画制度に基づき、水源地所在の市町村がこれらの施策を推進する。

(2) 具体的な施策

- ① 水源かん養機能を高めるための森づくり
 - ・水質浄化に重要な役割を果たす溪畔林の保全・整備
 - ・ダム上流の人工林等での間伐及び植栽等による育成複層林の造成
 - ・民有林の公的管理等（人工林の間伐、枝打ち。地域に自生する樹木の導入による複層林や混交林などへの誘導）
 - ・広葉樹二次林等、里山林の保全
 - ・水源地域を管理するための林内路網、歩道の整備

② 森づくりに関する調査や普及啓発活動

- ・水源かん養機能を高度に発揮するモデル森林の造成、展示
- ・高性能林業機械による間伐研修の実施
- ・森林ボランティア等を対象とした研修の実施
- ・間伐等の森林整備が森林内の水環境に与える影響等に関する調査研究
- ・民間が主催する森林環境教育・体験林業教室の支援
- ・普及啓発のためのイベントの開催

③ 地下水の保全と適正利用を図る取組

- ・地下水位の観測、水質の調査
- ・地下水資源に関する総合的な調査（浸透や流動のメカニズムの解明、適正な揚水量の検討など）

4 山梨の良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方

○ 中間報告においては、「県が行う水源かん養に係る事業、さらにその結果育まれてきた県民共有の資産である豊かな地下水資源からは、広く一般県民や多くの県内産業が受益を得ていると考えられるが、ミネラルウォーター産業の場合は、通常の受益の範囲を超えて一般県民や他の県内産業よりも大きな特別の受益を得ていると考えられることから、一定の負担を求めることが適当である。」とされたところである。なお、受益と負担の関係について具体的に説明すると、次のとおりである。

① 生活用水の約7割を地下水資源に依存している本県にとって、地下水資源は県民共有の財産・資源ともいるべきものであるが、従来、個人が生活に必要な範囲で利用したり、事業者が一定の範囲で事業活動に利用することについては、通常の受益の範囲と捉えられてきたといえる。

② しかし、本県が、ミネラルウォーターの国内生産量の41%ものシェアを占める全国一の産地となった現状を見ると、採取した水そのものを販売して利益を得るような事業活動は、次のような理由から、他の事業活動とは異なり、通常の受益の範囲を超えた特別の受益を得ているものと考えられる。

- ・特に良質な水を採取し水そのものが持つ価値を金銭と交換していると考えられること。

・付加価値を算出するため地下水に依存する割合が高いこと。

③ 本県には、地質的特性からミネラルウォーターの原料に適した地下水資源が豊富に存在するが、地下水資源は県が行う水源かん養に係る事業等により育まれたものであり、事業に要する費用について、受益者負担の考え方から、特別の受益を得ている者に対し一定の負担を求めるることは、適当であると考えられる。

○ 一方、森林は、水源かん養機能のほか、土砂災害防止機能、地球温暖化防止機能等の多面的機能をもち、県民全体が受益を得ていることから、森林を保全、整備していく費用は、県民が広く薄く負担するのが適当であるとする共同負担の考え方があることから、この考え方に基づく手法についても、導入の可能性を検討することとした。

○ また、「ミネラルウォーターに関する税」の目的、対象等からみて、寄付金、協賛金等の税制以外の適切な手段がないか、検討することとした。

5 費用負担の具体策の検討

○ 税制措置として、中間報告で提案した「ミネラルウォーターに関する税」と、他県での導入事例がある県民税均等割の超過課税の手法、さらに、寄付金、協賛金等の税制以外の手段について比較検討した。

(1)具体策比較表

	ミネラルウォーターに関する税(法定外目的税)	県民税均等割の超過課税	寄付金、協賛金等
目的	○水源かん養に係る施策に要する費用に充てることを目的とする。	○森林の持つ公益的機能を高めるための施策等に要する費用に充てることを目的とする(基金等の設置)。	
内容	○ミネラルウォーターとして販売すること等を目的として県内で地下水を採取する者を納稅義務者とし、ミネラルウォーターの生産量等に応じて税負担を求める。	○県民税均等割について、現行の税率(個人:1,000円、法人:20,000~800,000円)へ上乗せ課税をする。	個人や法人が、相当の対価を得ることなく任意に支出する金銭等のこと。適正に管理するため、基金を設立し、目的や用途等について定めることが必要。
公平性	○受益の程度が明らかに異なる者があれば、特別の受益を得ている者に対し一定の負担を求めるることは、受益者負担の考え方から公平である。	○県民共有の財産・資源である森林を将来にわたって守っていくための費用を県民が等しく負担することは、共同負担の考え方から公平である。	
簡素	○税率を一定にし免税点を設けないなどの仕組をとれば、非常に簡素なものになる。	○現行の税制を活用できるので極めて簡素である。	
徴収コスト	○徴収方法として申告納付を採用すれば、納稅義務者が比較的少数なので、徴収コストの増加は少ない。	○県民税均等割は市町村が賦課徴収事務を行っているが、税率を改正するだけですむので、徴収コストの増加は少なくてすむ。	
導入のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○ミネラルウォーターの生産量全国一である本県の自然環境の良さをアピールするとともに、山梨の水と森林を守る意識を高めることができる。 ○地下水を採取する行為に課税するため、地下水資源の保全・適正利用に向けた契機となる。 ○県が水源地周辺の水源環境の保全に取り組んでいるという姿勢をPRすることにより、水の「ブランド価値」を高めることができる。 ○安定した税収が期待できる。 ○法定外目的税のため、税収の使途が明確になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○均等割は、一部の者を除き、法人を含むすべての県民に課税されることから、県民共有の財産・資源である地下水資源や森林を、県民が共同で将来にわたって守っていくという位置づけができる。 ○負担額が少額の場合は、平等な負担として県民の理解を得やすい。 ○安定した税収が期待できる。 ○この方法は、高知県が全国に先駆け平成15年4月に導入したのをはじめ、岡山県(H16.4)、鳥取県(H17.4予定)、鹿児島県(H17.4予定)、島根県(H17.4予定)、愛媛県(H17.4予定)の6県が導入済み又は導入予定であり、これら先進県の事例が参考にできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人や企業が自発的に金銭を提供することから、地下水資源や森林の保全に対する意識の向上を図ることができる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○受益の程度を直接評価する適当な基準がなく「受益と負担」の関係を厳密に一致させることができないため、生産量のような外形的標準により「受益の程度」を近似値的に評価せざるを得ないが、外形的標準によって近似値的に評価する方法は、現行の地方税においても見られ、これを採用することは可能だと考えられる。 ○事業者が反対していることから、事業者の理解が得られるよう努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○これらの6県は、一部の河川を除き、河川が水源から河口まで同一県内を流れしており(受益と負担の関係が一致)、本県のように、主要な河川の下流域が他都県にある内陸県とは明らかに状況が異なっている。他都県の水源地となっている森林の整備を進めた場合、その受益が本県だけでなく他都県の住民にも広く及ぶことになり、本県の県民から不公平感が出てくるおそれがある。 ○県政モニターアンケート調査の結果によると、導入に反対の意見が多い(賛成42%、反対45%)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○強制力がなく収入額として不安定であり、財源の規模に限界がある。 (事例)山梨県早川町では、平成16年度から個人からの寄付金及び企業からの協賛金による緑のダム造成基金「早川町森林環境保全基金」を創設して、ふるさとの山を守り、森林を育てるための取組を行っているが、目標額に見合う収入の確保が課題となっている。

(2) 検討の結果

- 税制措置について検討すると、負担の公平性という観点では、県民税均等割の超過課税は、県民共有の財産・資源である森林を将来にわたって守っていくための費用を県民が等しく負担する方法は、共同負担の考え方から、公平であるといえる。一方、「ミネラルウォーターに関する税」については、受益の程度が明らかに異なる者があれば、仮にその者が選挙権を持たない県外者や法人だったとしても、それが県民の意思を反映したものならば、特別の受益を得ている者に対し一定の負担を求めるることは、受益者負担の考え方から、公平であるといえる。
- 簡素な税制という観点から比較すると、県民税均等割の超過課税は、現行の税制を活用できるので極めて簡素であるが、「ミネラルウォーターに関する税」についても、税率を一定にし免税点を設けないなどの仕組をとれば、非常に簡素なものになる。
- 徴収コストという観点から比較すると、県民税均等割の超過課税は、現行の税制を活用できるので極めて少ないが、「ミネラルウォーターに関する税」は、徴収方法として申告納付の方式をとれば、県民税均等割の超過課税ほどでないにせよ、徴収コストは少ないといえる。
- 導入のメリットという観点からすると、「ミネラルウォーターに関する税」については、ミネラルウォーターの生産量全国一である本県の自然環境の良さをアピールするとともに、山梨の水と森林を守る意識を高めることができる等のメリットがある一方、県民税均等割の超過課税については、県民共有の財産・資源である地下水資源や森林を、県民が共同で将来にわたって守っていくという位置づけができる等のメリットがある。
- 課題という観点からすると、県民税均等割の超過課税については、他都県の水源地となっている森林の整備を進めた場合、その受益が他都県の住民にも広く及び、本県の県民から不公平感が出てくるおそれがあるため、森林の整備に要する費用の一部を何らかの形で負担してもらう仕組みについて、その是非も含めた検討の必要がある。また、県政モニターアンケート調査の結果、導入に反対の意見が多い（賛成 42%、反対 45%）ことから、導入するためには県民の理解を深める必要がある。一方、「ミネラルウォーターに関する税」については、受益の程度を直接評価する適当な基準がないことから外形的標準によって近似値的に評価せざるを得ないが、外形的標準によって近似値的に評価する方法は、現行の地方税においても見られ（例

えば、自動車取得税は、道路の使用による受益の程度を、自動車の取得価額という外形的標準により評価しているといえる)、これを採用することは可能だと考えられる。また、新税の導入に当たり事業者の理解が得られるよう努めることは当然である。

- これらの検討結果をまとめると、次のとおりである。すなわち、公平性という観点では、受益者負担の考え方立った税制度も、共同負担という考え方立った税制度も、費用負担の考え方からすれば、いずれも公平であるといえる。したがって、いずれの税制度の採用も可能だと考えるが、いずれの税制度をとるのかの判断に当たっては、県民の意思を反映すべきであると考える。一方、簡素な税制及び徴収コストという観点からすると、「ミネラルウォーターに関する税」と県民税均等割の超過課税との間に明確な優劣はない。また、導入のメリットという観点からすると、「ミネラルウォーターに関する税」も県民税均等割の超過課税も、それぞれにメリットがあり明確な優劣はつけがたい。

しかし、課題という観点からすると、県民税均等割の超過課税には、他都県の住民に対する負担のような課題や、県政モニターアンケート調査の結果によると県民には導入に反対の意見が多いというような、より重大な課題を抱えており、導入は慎重にすべきであると考える。

さらに、これら2つの税制は、ともに森林の整備・保全を目的としているが、森林の持つ公益的機能を総合的に高めることに着目して施策を実施するならば、施策の実施により等しく受益を得る県民がその費用を等しく負担する県民税均等割の超過課税は望ましい税制だと言えるが、本県の特性（水源かん養機能の維持・保全を重視して森林が管理経営されてきたこと、地下水が県民生活にとって重要な資源となっていること、ミネラルウォーターの生産量が全国一となっていること等）に着目し、水源かん養機能の維持とその機能発揮のための施策を重点的に実施するならば、施策の実施により特別の受益を得る者に一定の負担を求める「ミネラルウォーターに関する税」の方が望ましいといえる。

- 税制措置以外の手法であるが、水源かん養に係る事業を推進するためには、安定的に財源が確保できる仕組が必要なことから、税制措置を基本的手法とし、寄付金、協力金等の税制措置以外の手法は、補完的手法とすべきである。

○ 以上から、「ミネラルウォーターに関する税」を設けることが望ましいと考えられる。

6 「ミネラルウォーターに関する税」の詳細

(1) 「ミネラルウォーターに関する税」の骨格について

① 課税目的

水源かん養に係る施策に要する費用に充てることを目的とする。

本税の課税目的は、水源かん養機能の維持とその機能発揮のために行う事業、特に、最も水源かん養に資すると考えられる森林整備事業に要する費用に充てることを目的とする。

本県は、森林整備事業などにより森林の持つ公益的機能、特に水源かん養機能の保持に努めてきたが、林業不振や労働力の減少・高齢化などの進行により、民有林を中心に森林の管理水準の悪化・荒廃が進み、森林の公益的機能の低下が課題となっている。森林のもつ水源かん養機能などの公益的機能を十分に発揮するためには、計画的な森林の保全・再生が必要であり、経済ベースでの整備が困難な森林については、公的な関与による森林の整備を行う必要がある。

しかし、本県の財政状況は極めて厳しく、三位一体改革による税源移譲や行財政改革の取組を考慮しても、新たな取組を実施していくためには既存財源だけで対応するのは困難であり、新たな財源が必要とされている。

そのため、これらの取組を実施していくための望ましい費用負担のあり方について検討した結果、寄付金、協賛金等の税制以外の手段や、県民に広く薄く負担を求める県民税均等割の超過課税の手法より、受益者負担の考え方方に立って、法定外目的税として本税を創設する方が適当であるとしたものである。

なお、本税は、原因者負担の考え方から地下水の採取を抑制することにより地下水の保全を図ることを目的とするものではない。

② 課税客体

- ア ミネラルウォーターとして販売することを目的として、県内で地下水を採取する行為
- イ ミネラルウォーター（最終的に商品として販売されるもの）の原料として供給することを目的として、県内で地下水を採取する行為

これら2つの行為を課税客体とする。課税客体を「生産する行為」ではなく「採取する行為」としたのは、本県内で採取した地下水を他県に所在する事業所でボトリングして出荷する場合も課税対象とするためである。また、すべての事業者が採取、生産、販売までを一貫して行っていれば、アだけを課税客体とすれば足りるが、販売業者の委託を受けて採取のみ、あるいはボトリングまでしか行っていないケースもあることを想定して、イも課税客体として設定したものである。

ここでいうミネラルウォーターとは、農林水産省の品質表示ガイドラインによるナチュラルミネラルウォーター、ミネラルウォーター、ナチュラルウォーター及びボトルドウォーターの4種類のミネラルウォーター類を指すが、これらのうち、ボトルドウォーターは特定水源から採水された地下水以外の水も原水として使用することが認められているため、本県で採取された地下水とその他の水を混合した製品の場合、本県で採取された地下水以外の部分も課税対象となる。これは、本県で採水された地下水とそれ以外の水を区分して課税することは徴税事務を煩雑にするため、これを避ける必要があるからである。

なお、ミネラルウォーターに類似する飲料に、フレーバーウォーター及び炭酸水がある。フレーバーウォーターとは、ミネラルウォーターにレモンのような香料を添加したもので、これは「清涼飲料水」に当たり、農林水産省の品質表示ガイドラインによる「ミネラルウォーター」に当たらないことから課税対象とならない。また、炭酸水とは人工的に二酸化炭素を水に圧入したものであるが、これは「炭酸飲料」に当たり、これも「ミネラルウォーター」に当たらないことから課税対象とならない。

フレーバーウォーターや炭酸水については、香料による風味や炭酸の爽快感等に商品価値があると考えられること、また、課税事務上、「ミネラルウォーター」の定義を明確にする必要があることから、ミネラルウォーターに当たるか否かの判断

基準は、農林水産省の品質表示ガイドラインによることとしたものである。ただし、課税逃れのためミネラルウォーターにごく微量の香料や二酸化炭素を加え、「清涼飲料水」又は「炭酸水」と表示する事業者があれば、ミネラルウォーター（特にボトルドウォーター）に対する課税との均衡を考慮し、課税対象とする余地はあるものと考える。

③ 納税義務者

②の課税客体となる行為を行う者を納税義務者とする。

ミネラルウォーター事業者には、受益者負担の考え方から、一定の負担を求めることとしたものである。

ミネラルウォーター事業者は、本県の森林環境の保全に係る事業の恩恵を、一般県民や他の事業者よりも大きく、直接的に、かつ、具体的な受益として得ており、その受益において租税の負担能力（担税力）を備えているといえる。

したがって、今後より一層推進していくべき水源かん養に係る事業に充当する財源を確保するため、一定の負担を求めるることは、十分妥当性を有するものと考えられる。

④ 課税標準

ア 県内で採取した地下水を原料として生産したミネラルウォーターの生産量
イ 県内で採取した地下水をミネラルウォーターの原料として供給をした場合
の当該供給をした地下水の量

本税は、受益者負担の考え方に基づくものであるが、受益の程度を直接評価する適当な基準がなく「受益と負担」の関係を厳密に一致させることができないため、生産量のような外形的標準により「受益の程度」を近似値的に評価することとしたものである。

課税客体は地下水を採取する行為としているが、地下水の採取量を客観的に捕捉することは困難なため、具体的な数値を捕捉し、又は調査することが可能と考えら

れる生産量あるいは供給量を課税標準として設定した。

なお、県内で採取した地下水とその他の水を混合して製品化することも想定されるが、その場合は、課税事務の簡素化の観点から、生産量の全体を課税対象とする。

⑤ 税率

課税標準1㍑当たり0.5円とする。

中間報告においては、「課税標準1㍑当たり0.5円～1円の範囲で設定する」としたところであるが、新税を財源として今後5年間で取り組むべき水源かん養のための森林整備事業などの事業量（財政需要）やミネラルウォーター生産量を勘案しつつ、納税義務者となるミネラルウォーター事業者の競争力に与える影響等を考慮し、1㍑当たり0.5円と設定した。

本県のミネラルウォーター生産量は529,388㎘（平成16年）であり、税収額は税率を1円とした場合は約5億3千万円、0.5円とした場合は約2億6千5百万円となる。一方、今後5年間で取り組む新たな水源かん養のための森林整備事業等の事業量（財政需要）の1年当たりの平均は、2億7千万円程度であることから、税率は課税標準1㍑当たり0.5円の設定が適当と考えられる。

課税標準1㍑当たり0.5円の設定は、ミネラルウォーターの小売価格（2㍑入りペットボトル）である159円～231円（小売物価統計調査平成15年平均価格：県庁所在市及び人口15万人以上の市）の1%以下の低率となっていることから、課税によりミネラルウォーター事業者に与える影響は少ないと考えられる。

なお、地下水の採取という行為は、鉱物の掘採に類似した行為であることから、鉱産税（税率は鉱物の価格の1%。価格とは、掘採者の売渡価格で、輸送費、販売費等は含まれない）の例に倣うこととすると、税率は、工場出荷額（運送費、営業費等を除く）の1%程度だと考えられる。山梨県ミネラルウォーター協議会から提供されたミネラルウォーターのコスト（試算）によると、運送費を除いた製造コストは500ml入りペットボトルで44.8円、2㍑入りペットボトルで78.5円とされていることから、税率は、その1%に当たる0.45円～0.79円（1㍑換算0.4～0.9円）程度だと考えられる。

また、フランスにおいては、ミネラルウォーターに対し、地方税として「ミネラ

「ルウォーター付加税」を課税しているが、税率は、0.0058ユーロ/リットル（日本円で約0.8円）である。

これらのことからも、課税標準1リットル当たり0.5円とする税率は合理性があるものと考えられる。

⑥ 免税点

設定しない。

中間報告においては、本県のミネラルウォーター産業の中には零細な事業者も少なからず存在することから、競争力の低い中小事業者に対する配慮措置として、免税点の設定等について検討することとした。

そこで、具体的には、消費税及び地方消費税の免税点を参考とし、課税売上高1,000万円をミネラルウォーターの販売量に換算した200klを免税点とする考え方がある（ミネラルウォーターの蔵出し価格を2リットル当たり100円とする。）（案1）。一方、本税は、受益者負担の考え方から、免税点は設けない方が望ましいという考え方もある（案2）。

免税点を200klとした場合と設けない場合の税収額を試算すると次のとおりである。

	(案1) 免税点 200kl 未満	(案2) 免税点なし
納税義務者数	17	28
課税対象生産量(kl)	398, 861	399, 843
税収額(千円)	199, 430	199, 922

上記試算は、各事業所ごとの採取量を積み上げた数値（平成13年）を使用した。

免税点を200klとした場合の税額分岐点は10万円であり、上記試算及び本県のミネラルウォーター事業者数から推測すると、税収額は免税点の有無により大きくは変わらないものと見込まれる。

免税点は中小事業者への配慮措置として検討を行ってきたものであるが、本税は受益者負担の考え方立地することから、ミネラルウォーターを販売し利益を得ている事業者については、その生産量の多寡にかかわらず、受益（生産量）に応じ

て負担を求めるにより、事業者間の公平性が保たれるものと考える。また、広く薄く課税するとする原則からも望ましいと考えられる。

また、他の税目の例を参考にすると、消費税では課税売上高 1,000 万円以下の事業者については、納税義務を免除することとしているが、これは小規模事業者の納税事務負担に配慮する等の観点から設定したものとされている。本税は、納税義務者に生産量（供給量）の記帳義務を課すこととなるが、煩雑、膨大な事務負担とはならないものと見込まれ、免税点は必要ないものと考えられる。

さらに、県税で免税点を設定している税目としては、不動産取得税（標準税率4%、税額4,000～9,200円未満が免税）及び自動車取得税（標準税率3%、税額4,500円以下が免税）がある。仮に、同程度の税額5千円を本税の免税点とした場合、生産量（供給量）では 10kl となり、事業者の中で該当するのは2社となる。該当事業者にはメリットはあるものの、あえて免税点を設けたとしても、その効果は限定的なものにならざるを得ない。また、法人事業税は5千円未満の場合であっても課税（納税）していること等も考慮すると、免税点は必要ないものと考えられる。

他県で導入されている産業廃棄物税（法定外目的税）のうち、事業者申告納付方式を採用している三重県及び滋賀県においては、納税義務を課す事業者の排出量に一定の下限（免税点）を設けている（三重県：1,000 トン、滋賀県：500 トン）。これは全ての事業者を課税対象とすると、徴税コストが極めて大きくなるため、事務の合理化の観点から免税点を設けたとされているが、本県の場合、想定される納税義務者数から、徴収コストを考慮した免税点の設定は必要ないものと見込まれる。

以上から、免税点は設定しない方が望ましいと考える。

⑦ 徴収方法

申告納付とする。申告期限は、課税期間終了から2カ月以内とする。

徴収効率等の観点から、徴収方法は申告納付とすることとした。なお、地方税法第733条の4の規定に基づく賦課徴収に関する調査を効果的に行うため、課税標準となる生産量又は供給量を記帳する義務を課し、調査の際はこの帳簿に基づき申告が適正かどうか確認するものとする。

また、税額が高額になる事業者の一時期に多額の納税を行うという負担を軽減す

るため、予定納税（前年の納税額が一定額を超える場合に、当該納税額の2分の1の額を中間期に納付させ、最終納期に当年分の税額を確定して残額を納税してもらう方法）、あるいは中間申告（課税年度開始から6ヶ月経過したところで中間仮決算を行い、当該仮決算に従って課税年度の中間で一度申告納付してもらう方法）の制度を導入する。

⑧ 徴収猶予

赤字が一定期間継続する事業者については、経営が軌道に乗ってから納税することができるような徴収猶予制度を導入する。

中小事業者等への配慮措置として、赤字が一定期間継続する事業者について、経営が軌道に乗ってから納税できるような徴収猶予制度について検討を行った。

具体的には、平成16年度に導入された法人事業税の外形標準課税における徴収猶予制度を参考とした。

【外形標準課税における徴収猶予制度の概要】

次のいずれかに該当する場合において、事業税を納付することが困難であると認めるときは、当該法人の申請に基づき、当該事業税の納期限の翌日から3年以内の期間を限り当該事業税の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

ア 3年以上連続して所得がない法人で、経営の状況が著しく悪化し、又は悪化する恐れがあると認められ、かつ、これによって地域における雇用の状況その他地域経済に重大な影響を及ぼし、又は及ぼす恐れがあると認められる場合

イ 創業5年以内の所得がない法人で、著しい新規性を有する技術又は高度な技術を利用した事業活動を行っており、当該事業活動が地域経済の発展に寄与すると認められる場合（地方税法第72条の38の2、同法施行令第32条の2）

本税は課税標準がミネラルウォーター生産量（供給量）であるため、当該事業者の所得の有無に拘わらず課税されることとなる（応益課税）。本税は応益性に着目した課税ではあるが、負担能力に対する配慮も重要であると考えられることから、一定期間赤字が継続する事業者に対しては徴収を猶予する制度を設けることは必要であると考えられる。

県内ミネラルウォーター事業者は、大企業から個人経営の事業者までが混在して

いる。このため、資本金1億円超の法人を対象とした外形標準課税の徵収猶予制度をそのままミネラルウォーター税（仮称）に当てはめることは適当ではない。小規模事業者の場合、経営状況の著しい悪化によって、「地域における雇用の状況その他地域経済に重大な影響を及ぼす」とまでは考えられないことから、本税の徵収猶予の要件とすることは好ましくない。また、本税では、「著しい新規性を有する技術又は高度な技術を利用した事業活動」を行う法人を想定した徵収猶予制度とする必要はないものと考えられる。

したがって、本税の徵収猶予制度としては、「3年以上連續して所得がない事業者で、経営の状況が著しく悪化し、又は悪化する恐れがあると認められる場合において、本税を納付することが困難であると認めるときは、当該事業者の申請に基づき、当該事業税の納期限の翌日から3年以内の期間を限り、当該税の全部又は一部の徵収を猶予することができる」とするのが適当だと考えられる。なお、外形標準課税では、最長6年まで徵収猶予することができるが、本税については、5年で見直しを行うこととしているので、3年以内の期間に区切ることとする。

⑨ 税収の用途

税収は、水源かん養に係る事業に充てる。

税収は、課税目的に従って、水源かん養に係る事業、その中でも主に水源かん養に最も資すると考えられる森林整備事業に充当する。

また、森林整備事業のほか、水源かん養に係る事業の効果を検証するため地下水位の観測・水質の調査等にも充当する。

水源かん養に係る事業は、県とミネラルウォーターの水源地所在の市町村が、それぞれの役割を踏まえつつ、一体となって推進するものである。比較的小規模の民有林（地域水源林）を対象とした森林整備事業などについては、県が直接実施するよりも市町村が実施した方が高い効果が期待できることから、市町村が実施主体としてこれらの事業を推進していくことができるよう、税収の一部をこれらの市町村に交付する。

県と市町村の役割分担の基準は、おおむね次のとおりである。

ア 県が行う事業

- ・主として、県有林（水源かん養保安林、水土保全林を中心とした区域）を対象とした森林整備事業

- ・森づくりに関する調査研究、普及啓発事業

イ 水源地所在の市町村が行う事業

- ・比較的小規模の民有林（地域水源林）を対象とした森林整備事業

県の事業の対象が主に県有林であるのに対し、市町村の事業の対象は民有林であること、県有林と民有林の面積の割合がおおむね1対1（46%：53%）であることから、県及び市町村に対する税収の配分割合は1対1とする。また、市町村ごとの交付割合は、税収を主に民有林を対象とした森林整備事業に充てるため、ミネラルウォーターの市町村単位の生産量（供給量）と、市町村の民有林面積の按分によるものとする。本税は、ミネラルウォーターの生産量（供給量）に応じて負担を求めるものであるため、市町村に対する交付金についても、受益と負担の関係から、生産量（供給量）に応じて交付すべきだとする考え方もあるが、区域内の民有林面積から見込まれる事業量（財政需要）にも配慮した交付額となるよう民有林面積を交付金の配分基準に加えたものである。

なお、税収の一部を交付する市町村について、ミネラルウォーターの水源地所在の市町村に限定したのは、事業の施工地区を限定することにより受益と負担の関係をできるだけ明確にするためである。

ただし、県が行う森林整備事業については、施工地区とミネラルウォーターの水源地域とは必ずしも相關するものではない。これは、事業の施工地区を既存の水源地域に限定しないで県全体として良好な森林環境を整備することにより、良質な水を安定的に供給できる環境を整えるためである。ただし、実際の事業の実施に当たっては、5年間という限定された期間を考慮すると、既存の水源地域（ないし、その周辺を含む地域）に対し優先的に事業を実施していく方が望ましいといえる。このことは、行政も、ミネラルウォーターの水源環境の保全に対し積極的に取り組んでいるという姿勢を示すことであり、水の「ブランド価値」を高めることが期待され、ミネラルウォーター事業者の利益にも資するものと考えられる。

これらの事業には、5年間にわたって、市町村に対する交付金も含め年間2億7千万円程度を支出することを見込んでいるが、およそ2億6千5百万円と見込まれる税収見込額に比して、十分な財政需要があるものと考えられる。

⑩ 存続期間

5年を目途として必要な見直しを行う。

5年を目途として必要な見直しを行う。

水源かん養に係る事業は持続的に行う必要があることから、一定の期間を区切らずに課税を継続することも考えられる。しかし、財政需要は社会経済情勢等の変化に影響されることが予想されるので、一応の区切りとして5年を目途に必要な見直しを行うこととする。

⑪ 名称

- ア ミネラルウォーター税
- イ やまなし水源の森づくり税
- ウ やまなし水源環境保全税

本税の名称については、中間報告において、課税目的に着目した「水源税」、「水源かん養税」、「森林整備税」などについては、他の地方公共団体において「水源税」などといった名称で水道利用者に対する課税が検討されていることから、課税客体に着目して「ミネラルウォーター税」とすることが望ましいとしたところである。

その後、これらの地方公共団体の多くは、水道事業者に対する法定外目的税の導入に替え、県民全体に広く薄く課税する県民税均等割の超過課税の手法を導入し、通称として、「森林環境税」、「おかやま森づくり県民税」、「森林環境保全税」、「水と緑の森づくり税」等の名称を採用している。

したがって、本県が課税目的に着目しこれらの通称に類似した名称を採用しても、本県の独自性は保たれるものと考えられる。そこで、「ミネラルウォーター税」に加え、「やまなし水源の森づくり税」及び「やまなし水源環境保全税」の2つの名称を候補として掲げたい。

以上の検討の結果、最も望ましいと考えられる「ミネラルウォーターに関する税」

の枠組みをまとめれば、次の表のとおりとなる。

「ミネラルウォーターに関する税」の枠組み

課 税 目 的	水源かん養に係る施策に要する費用に充てることを目的とする。
課 税 客 体	① ミネラルウォーターとして販売することを目的として、県内で地下水を採取する行為 ② ミネラルウォーターの原料として供給することを目的として、県内で地下水を採取する行為
納 稅 義 務 者	課税客体となる行為を行う者
課 税 標 準	① 県内で採取した地下水を原料として生産したミネラルウォーターの生産量 ② 県内で採取した地下水をミネラルウォーターの原料として供給をした場合の当該供給をした地下水の量
税 率	課税標準 1㍑当たり0.5円
免 税 点	設定しない。
徴 収 方 法	申告納付（課税期間終了から2か月以内） なお、高額納税者の負担軽減のための中間納付制度を設ける。
徴 収 猶 予	3年以上連續して所得がない事業者（納税義務者）について、事業者の申請に基づき、3年以内の期間を限り、税の全部又は一部の徴収を猶予
税 収 規 模	2億6千5百万円程度 (税収の2分1を市町村に交付)
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水源かん養に係る事業 <ul style="list-style-type: none"> ・主として、県有林（水源かん養保安林、水土保全林を中心とした区域）を対象とした森林整備事業 ・森づくりに関する調査研究、普及啓発事業 等 ○ 市町村交付金事業（水源地所在市町村） <ul style="list-style-type: none"> ・比較的小規模の民有林（地域水源林）を対象とした森林整備事業 等
存 続 期 間	5年を目途として必要な見直しを行う。

(2) 「ミネラルウォーターに関する税」の導入に当たっての法的課題

① 租税原則への適応

ア 公平の原則

「公平」の原則とは、様々な状況にある人々が、それぞれの負担能力（担税力）に応じて負担を分かち合うという意味である。今回の課税は、ミネラルウォーターとして販売すること等を目的として県内で地下水を採取する行為について課税することとしており、他の地下水の利用者（特に事業者）に課税しないこととの公平性が問われるものと考えられるので、以下この点について検討する。

本県において、平成15年に都市用水として採取された地下水（湧水を含む）は 146,193,141kl であるが、このうち生活用水は 110,257,796kl (75 %) であり、工業用水は 35,935,345kl (25 %) である。工業用水のうち、最も採取量が多い産業は「電子部品・デバイス製造業」の 9,736,740kl (地下水全体の 7 %) で、次いで「飲料製造業」の 5,599,465kl (同 4 %) である（平成15年度山梨県水道統計、平成15年山梨県工業統計調査より。なお、工業用水は「1日当たりの工業用水量」×365日）。

生活用水 (163,871,325kl) の約7割を地下水資源に依存している本県にとって、地下水資源は県民共有の財産・資源ともいべきものであるが、従来、個人が生活に必要な範囲で利用したり、事業者が一定の範囲で事業活動に利用することについては、通常の受益の範囲と捉えられてきたといえる。

しかし、本県が、ミネラルウォーターの国内生産量の 41 % ものシェアを占める全国一の産地となった現状を見ると、採取した水そのものを販売して利益を得るような事業活動は、次のような理由から、他の事業活動とは異なり、通常の受益の範囲を超えた特別の受益を得ているものと考えられる。

(ア) 特に良質な水を採取し水そのものが持つ価値を金銭と交換していると考えられること。

ミネラルウォーターの原料となるような良質な水（特にナチュラルミネラルウォーター）は、できるだけ手を加えず汲み上げたままの状態で瓶詰めされているが、このような水は、県内のどの地域でも採取できるわけではなく、岩石・地層の化学的性質や水源地の環境等に左右される要素が大きく、採取できる地域は限られているといえる。これは、ミネラルウォーター事業所の立地が、花崗岩、玄武岩等の岩石・地層があり、かつ、広大な水源林を抱える特定の市

町村に限られていることからも明らかであると考えられる。このような意味で、工業団地においてＩＴ産業等が採取する地下水に比べ、ミネラルウォーターの原料となるような水は、水そのものが持つ価値が高いということができると考えられる。ミネラルウォーター事業者は、このような水をできるだけ手を加えず販売していることから、「水そのものが持つ価値を金銭と交換している」と考えられる。

なお、茶飲料等の清涼飲料製造業は、製品の製造工程等がミネラルウォーター製造業に最も類似した産業だといえるが、清涼飲料製造業は、地下水の採取や瓶詰め等の工程のほか、茶等の原料費や茶の成分の抽出等の工程が必要な分、製造品出荷額等が同じならばミネラルウォーター製造業より付加価値額（製造品出荷額－原材料費等）が小さく受益の程度が相対的に少ないといえる。

ところで、過去5年間のミネラルウォーター製造業と清涼飲料製造業の付加価値率（付加価値額／製造品出荷額等）を比較すると、表1のとおり、すべての年において、ミネラルウォーター製造業の付加価値率は、清涼飲料製造業のそれを上回っている。付加価値額は、製造品出荷額等から原材料費及び減価償却費を控除した数値であるが、ミネラルウォーター製造業が清涼飲料製造業より高い付加価値を算出しているのは、ミネラルウォーター事業者が、原材料費がかからない地下水を商品とすることにより「水そのものが持つ価値を金銭と交換している」からだと考えられる。

表1

年	ミネラルウォーター製造業	清涼飲料製造業	差
11	39.7%	28.9%	10.8ポイント
12	39.6	30.6	9.0
13	46.7	30.7	16.0
14	59.6	35.5	24.1
15	72.5	35.7	36.8

注 ミネラルウォーター製造業の数値は、山梨県工業統計から推定

(山梨県工業統計)

(イ) 付加価値を算出するため地下水に依存する割合が高いこと。

ミネラルウォーター製造業を含む「飲料製造業」は、表2のとおり、1単位の付加価値を算出するのに、IT産業と比べ約10倍、県内産業平均と比べ約13

倍の地下水を採取しており、付加価値を算出するため地下水に依存する割合が、他の産業に比べて格段に高いといえる。

表2

区分	付加価値額(万円) A	地下水採取量(kl) B (年換算:一日当たり採取量×365日)	1万円の付加価値を算出するのに必要な地下水採取量(kl) B/A
飲料製造業	718,112	5,599,465	7.80
IT産業*	12,935,453	9,846,240	0.76
その他の産業	48,560,924	20,489,640	0.42
計	62,214,489	35,935,345	0.58

*情報通信機械器具製造業と電子部品・デバイス製造業の合計とした。

(平成15年山梨県工業統計)

さらに、過去5～6年の地下水の採取量の推移を時系列で見ると、表3のとおり、工業用水全体ではほぼ横ばいであるのに対し、ミネラルウォーターの生産量（地下水の採取量）は4割近い伸びを示している。

表3

年	工業用水		ミネラルウォーター	
	採取量(kl/日)	指數	生産量(kl/年)	指數
11	100,493	100.0	381,297	100.0
12	102,050	101.5	436,554	114.5
13	100,561	100.1	505,580	132.6
14	103,527	103.0	522,904	137.1
15	98,453	98.0	479,593	125.8
16	—	—	529,388	138.8

(山梨県工業統計、日本ミネラルウォーター協会統計)

ミネラルウォーター製造業を含む飲料製造業は、産業の形態から地下水に依存する割合が高く、基本的に、地下水の採取量を増加させることが、付加価値の増加につながるといえる。そして、過去5～6年間の実績を見ると、他の産業が地下水の採取量を横ばいに押さえているのに対し、ミネラルウォーター事業者は、採取量を4割近く増加させ、付加価値を増加させたことがうかがえる。

以上、(ア) 及び (イ) の理由から、ミネラルウォーター事業者は、地下水資源から通常の受益の範囲を超えた特別の受益を得ているものと考えられる。

本県には、地質学的特性からミネラルウォーターの原料に適した地下水資源が豊富に存在するが、これらは、県が行う水源かん養に係る事業等により育まれた

ものであり、地下水資源をかん養する森林整備事業の安定した財源を確保するため、受益者負担の考え方から、当該事業の受益者であるミネラルウォーター事業者に対して一定の負担を求めるることは、課税の公平性に反するものではないと考えられる。

なお、製品に占める水の割合の高い食品（豆腐類など）、酒類、氷など、地下水を原材料として使用し商品化している製品を課税対象から除外しているのは、清涼飲料と同じように、付加価値を算出するため地下水に依存する割合がミネラルウォーター産業ほど高いとは考えられないからであり、このことは、課税の公平性に反するものではないと考えられる。

また、地下水の使用形態から付言すると、県内の産業の中で、最も地下水の採取量が多いのは、産業中分類で見ると、「電子部品・デバイス製造業」の26,676kl／日で、2位は、ミネラルウォーター製造業が含まれる「飲料製造業」の15,341kl／日であるが、工業用水の回収率（再利用率）は、表4のとおりである。

表4

区分	工業用水計 A (kl／日)	回収水 B (kl／日)	再利用率 B/A
飲料製造業	16,129	0	0.0
IT産業	209,854	178,531	85.1
その他の産業	108,751	37,407	34.4
計	334,734	215,938	64.5

（平成15年山梨県工業統計）

一般的に、採取した地下水を「冷却用水・温調用水」、「製品処理・洗浄用水」等として利用する場合、使用した水を処理すれば再利用も可能な場合が多く、県内産業全体では、水の再利用率は約65%であるが、ミネラルウォーター製造業を含む「飲料製造業」では、水の再利用率は0%である。

IT産業は、採取した地下水の再利用率が極めて高く、かつ、再利用されなかった水についても、再処理後、公共下水道や河川等に排出され、下流域の住民や事業者（農業用水、発電用水等）の利用が可能になるなど、地域の水循環に与える影響が相対的に少ないような利用の仕方をしているといえる。一方、ミネラルウォーター製造業のような水系の最上流部で地下水を採取し搬出するような事業形態は、地域の水循環に与える影響が相対的に大きいと考えられる。

イ 中立の原則

「中立」の原則とは、税制が、その負担を通じて経済社会に対して何らかの影響を与えることは避けられないが、個人や企業の経済活動における自由をできるだけ阻害しないようにすることである。税率は、県内で採取した地下水から生産されたミネラルウォーター等1㍑当たり0.5円で設定することとしており、通常の小売価格（159～231円（2㍑入りペットボトル。平成15年小売物価統計））に占める割合は1%以下と低率であることから、個人や企業の自由な選択を阻害したり、経済活動に対して歪みを与えるといった影響は非常に小さいものと考えられる。

したがって、ミネラルウォーターとして販売すること等を目的として県内で地下水を採取する行為に対して課税することが、中立性を欠くとはいえないものと考えられる。

ウ 簡素の原則

「簡素」の原則とは、個人や企業が経済活動を行うに当たっては税制はその前提条件として常に考慮される要素であることから、税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとすることである。

したがって、本税は、県内で採取した地下水から生産されたミネラルウォーター等について、1㍑当たり0.5円で一定税率とし、申告納付の方法により徴収することとしており、税制の仕組みとしては非常に簡素であることから、簡素の原則に抵触することはないものと考えられる。

② 法定外目的税の不同意事由との関係

法定外目的税の創設又は変更に当たっては、総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。同意に際しては次の3つの消極的要件がある。

ア 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

イ 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

ウ 国の経済政策に照らして適当でないこと。

以上の消極的要件に該当する場合を除き、総務大臣は同意しなければならない

ものとされている。

ア 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

国税又は他の地方税には、ミネラルウォーターとして販売すること等を目的として県内で地下水を採取する行為に対して課税するものはないこと、税率は県内で採取した地下水から生産されたミネラルウォーター等1㍑当たり0.5円で設定することとしており、想定される税率が高額ではないと考えられることなどから、この要件には当てはまらないものと考えられる。

イ 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

税率は県内で採取した地下水から生産されたミネラルウォーター1㍑当たり0.5円で設定することとしており、想定される税率が高額ではないと考えられることから、ミネラルウォーターとして販売すること等を目的として県内で水を採取する行為に対して課税することは内国関税的なものにはならず、この要件には当てはまらないものと考えられる。

ウ 国の経済施策に照らして適当でないこと。

「国の経済施策」とは、「国地方係争処理委員会」の勧告では、「国民の経済生活に直接かつ重要な影響を及ぼす経済施策がこれに当たる」とされており、不同意事由の認定に当たっては、「国の経済施策に照らして『重要な』負の影響を及ぼすか否かという観点に限定して認定がなされるべき」としている。法律、政令等を見渡してもミネラルウォーターに対する課税に関する国的重要な経済施策は見当たらない。

よって、この要件にも当てはまらないものと考えられる。

7 今後の検討課題

本税は地方税法に基づく新たな課税であることから、制度化に当たっては、事業者をはじめ県民に十分な周知を図るよう努める必要がある。特に、納税義務者であるミネラルウォーター事業者に対しては、可能な限り理解を得られるよう努める必要がある。

また、良質な地下水資源を守っていくための施策について幅広い角度から検討を行い、事業者とも連携協力を図りながら、積極的に推進していくことが必要である。

本税は、「森林県・水源県」としての本県の特性から、山梨の持つ良質な地下水資源を守っていくため、森林の持つ水源かん養機能に着目して、必要とする財源を水源かん養に係る事業から特別の受益を得る者に求めたものであるが、そもそも森林は、水源かん養機能のほか、土砂災害を防止する機能、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止する機能等、多面的機能をもつものであり、これらの機能を総合的に維持向上させようすれば、必要とする財源も増加することが見込まれる。また、その受益は県民に広く及ぶものと考えられることから、県民に広く薄く負担を求める県民税均等割の超過課税についても引き続き検討すべきであり、下流都県の住民の受益との調整等の課題について、具体的な検討を進めることが望ましい。

なお、本県では、地下水資源を含む水資源や森林について、「県民共有の財産・資源」として位置づけたところであるが（山梨県水政策基本方針）、将来的には、本県の有するこれらの豊かな環境資産の保全を念頭に置いて、地下水資源の保全・適正利用を含めた総合的な水管理の仕組を整え、本税もその一部に組み込んだ環境税体系を構築することを目指した検討を行うことも考えられる。

8 おわりに

本税は、本県の良質な地下水資源を守っていくため、「特別の受益」を得ているミネラルウォーター事業者に課税するという方式をとったが、これは、本県の特性を活かした、全国でも例のない試みである。

本税の導入は、本県が環境の保全と開発が統合された持続可能な社会を実現していくため、積極的な施策を展開してきた先進性を活かしながら、「環境の世紀」といわれる 21 世紀において、環境日本一となるような取組を進めるための契機となるものと考えている。

なお、本税の導入に伴う直接的効果は、水と森林の保全が図られることにあるが、併せて、県民の水と森林に対する理解と関心が深まり、環境推進活動への積極的な参加を促すことが期待される。

資料

1 検討の経緯（山梨県地方税制研究会「中間報告」以降）

日 程	内 容
平成15年5月12日(月)	平成15年度第1回研究会
平成15年5月14日(水)	「中間報告」に対する意見集計結果を公表
平成15年7月18日(金)	平成15年度第2回研究会
平成15年9月10日(水)	「やまなしの水と森林」シンポジウムを開催
平成15年10月28日(火)	県政モニターアンケート調査(第1回)の結果を公表
平成15年12月16日(火)	平成15年度第3回研究会
平成16年6月23日(水)	平成16年度第1回研究会
平成16年7月15日(木)	講演会「地方主権の確立に向けた課税自主権の活用について」を開催
平成16年10月12日(火)	平成16年度第2回研究会
平成16年10月29日(金)	「やまなしの水と森林」シンポジウムⅡを開催
平成17年1月17日(月)	県政モニターアンケート調査(第2回)の結果を公表
平成17年3月23日(水)	平成16年度第3回研究会

2 「やまなしの水と森林」シンポジウムの概要

「やまなしの水と森林」シンポジウム

～「ミネラルウォーター税(仮称)」を中心として～

- 開催日 平成15年9月10日(水)

- 基調講演

① 「水をはぐくむ森林の働き」

山梨県森林インストラクター会会长 植松光正

② 「山梨のおいしい水」

山梨県環境科学研究所自然環境研究部長 輿水達司

③ 状況報告「山梨の森林環境の現状と課題」

山梨県森林総合研究所長 三井正彦

- パネルディスカッション

コーディネーター

山梨学院短期大学経営学科助教授 片田興

パネラー

山梨県森林インストラクター会会长 植松光正

山梨県環境科学研究所自然環境研究部長 輝水達司

山梨県ミネラルウォーター協議会副会長 田口忠昭

生活協同組合コープやまなし理事長 山本豊美

山梨県地方税制研究会会长 入倉基公

(敬称略)

3 「やまなしの水と森林」シンポジウムⅡの概要

「やまなしの水と森林」シンポジウムⅡ

～水と森林を守るために費用負担のあり方について～

- 開催日 平成16年10月29日(金)

- 基調講演

「水を育む森林づくりのために～費用負担のあり方について考える～」

京都大学大学院経済学研究科教授 植田和弘

- パネルディスカッション

コーディネーター

(財)山梨総合研究所専務理事 早川源

パネラー

京都大学大学院経済学研究科教授 植田和弘

早川町長 辻一幸

山梨県中小企業団体中央会会长 宮川睦武

東京地方税理士会山梨県会会长 羽田淳之介

桂川・相模川流域協議会代表幹事 河西悦子

(敬称略)

4 県政モニターアンケート調査(第1回)の概要

- 1 調査期間：平成15年9月24日～10月7日
- 2 調査対象：県政モニター 465人
- 3 回答数：418人（回収率89.9%）
- 4 調査方法：郵送及びe-mailによる調査票の配布・回収方式

5 調査結果

(1) 《回答者の属性》

回答者の性別	人数	割合
男	210	50%
女	208	50%
合計	418	100%

回答者の年齢構成	人数	割合
20～29歳	33	8%
30～39歳	83	20%
40～49歳	83	20%
50～59歳	88	21%
60～69歳	100	24%
70歳以上	31	7%
合計	418	100%

回答者の居住地	人数	割合
甲府市	69	17%
富士吉田市	13	3%
塩山市	8	2%
都留市	13	3%
山梨市	11	3%
大月市	9	2%
韮崎市	13	3%
南アルプス市	29	7%
東山梨郡	23	6%
東八代郡	54	13%
西八代郡	18	4%
南巨摩郡	27	6%
中巨摩郡	41	10%
北巨摩郡	38	9%
南都留郡	32	8%
北都留郡	20	5%
合計	418	100%

(2) 《山梨県の森林の現状について》

あなたは、山梨県の森林の現状について、どう思われますか。

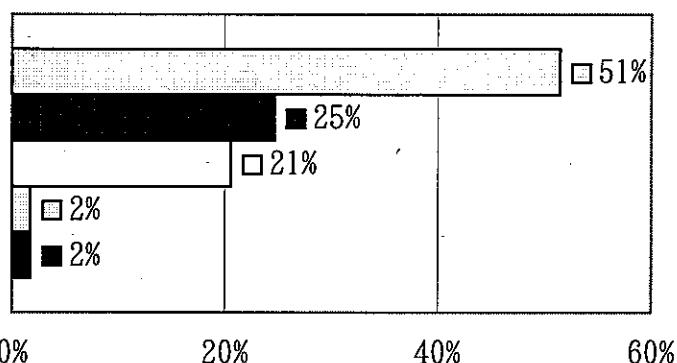
選択肢	人数	割合
荒廃が進んでいる（と聞いている）	215	51%
わからない	103	25%
それほど荒廃は進んでいない（と聞いている）	86	21%
その他	7	2%
未記入	7	2%
合計	418	100%

□荒廃が進んでいる（と聞いている）
■わからない

□それほど荒廃は進んでいない（と聞いている）

□その他

■未記入



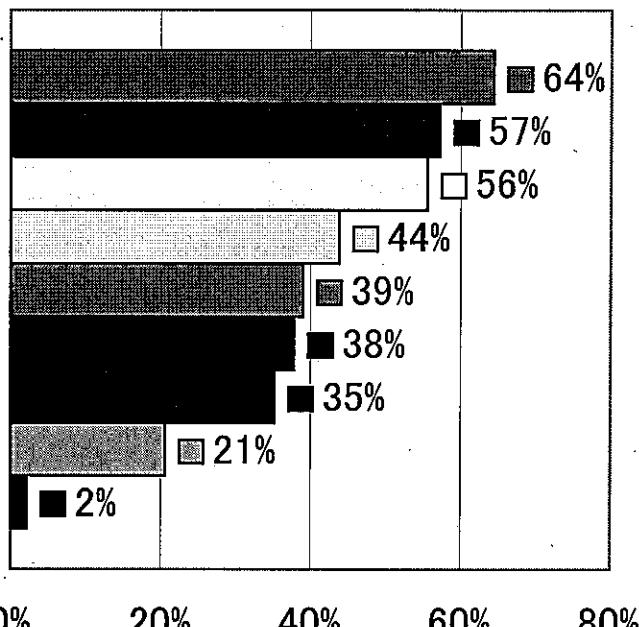
○ 「荒廃が進んでいる（と聞いている）」（51%）という意見は過半数を占めているが、「それほど荒廃は進んでいない（と聞いている）」（21%）は、約2割となっている。

(3) 《水源かん養に係る事業の推進について》

森林整備事業など水源かん養に係る事業として何を推進すべきだとお考えですか。(複数選択可)

選択肢	人数	割合
水源地に位置している県有林の間伐、伐採等の手入れ	269	64%
森林内のゴミや空き缶等を除去する事業	239	57%
森林を守る意識を高めるための普及事業(ボランティアによる森林整備等)	232	56%
県民が森林に親しむための事業(遊歩道設置、森林体験事業等)	183	44%
山梨の水資源の良さを全国的にPRしていく事業	163	39%
森林所有者が手入れをしやすくなるよう県からの補助率を高める	158	38%
手入れが遅れている森林を所有者に代わって、県が整備する	147	35%
水源地の森林を県が買い上げて整備する	86	21%
その他	9	2%
合計	1,486	356%

- 水源地に位置している県有林の間伐、伐採等の手入れ
- 森林内のゴミや空き缶等を除去する事業
- 森林を守る意識を高めるための普及事業(ボランティアによる森林整備等)
- 県民が森林に親しむための事業(遊歩道設置、森林体験事業等)
- 山梨の水資源の良さを全国的にPRしていく事業
- 森林所有者が手入れをしやすくなるよう県からの補助率を高める
- 手入れが遅れている森林を所有者に代わって、県が整備する
- 水源地の森林を県が買い上げて整備する
- その他

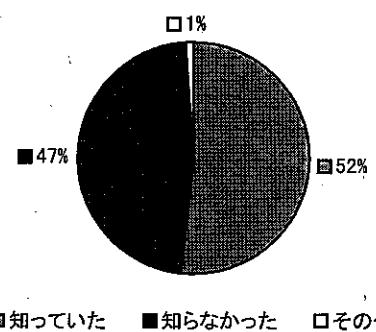


○ 「間伐、伐採等の手入れ」(64%)、「ゴミや空き缶等を除去する事業」(57%)、「森林を守る意識を高めるための普及事業」(56%)がアンケート回答者の5割を超える意見であった。また、森林の整備に関するものを合計すると158%、森林に対する意識啓発・普及に関するものを合計すると139%の多数となった。

(4) 《ミネラルウォーター税(仮称)について》

あなたは、山梨県が「ミネラルウォーター税(仮称)」について検討を行っていることを知っていますか。

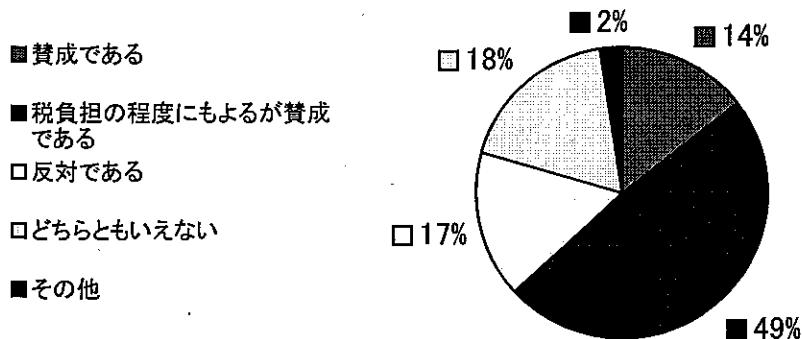
選択肢	人数	割合
知っていた	215	52%
知らなかった	198	47%
その他	5	1%
合計	418	100%



○ 「知っていた」(52%)という意見が「知らなかった」(47%)という意見を5ポイント上回っていた。

(5) ミネラルウォーター税（仮称）を導入することについてどう思いますか。

選択肢	人数	割合
賛成である	60	14%
税負担の程度にもよるが賛成である	203	49%
反対である	69	17%
どちらともいえない	76	18%
その他	10	2%
合計	418	100%



○ 導入に「賛成」（14%）と「税負担の程度にもよるが賛成」（49%）の二つを合わせた賛成は6割台半ばとなっている。一方、「反対」（17%）は1割台半ば、「どちらとも言えない」（18%）という意見が2割程度となっている。

(6) 反対ご回答された方のみ。どのような理由から反対だとお考えですか。（複数回答可）

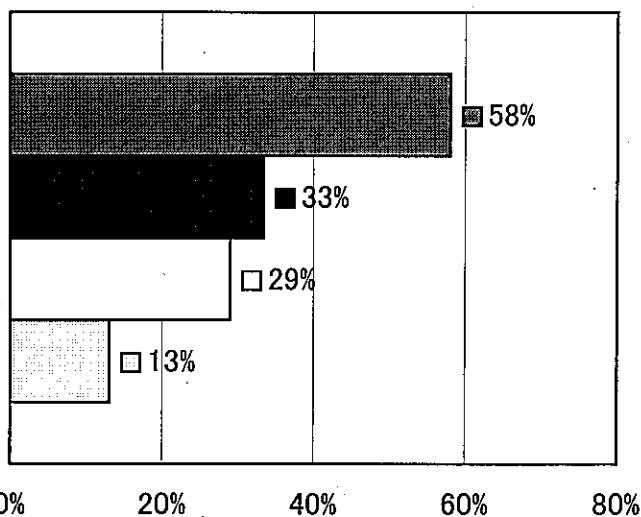
選択肢	人数	割合
森林整備事業など水源かん養に係る事業に新たな財源が必要ならば、他の経費を節約すべきである。	40	58%
理由を問わず、新たな税には反対である。	23	33%
森林整備事業など水源かん養に係る事業をきちんとやることは必要だが、県民全体で負担すべきである。	20	29%
その他	9	13%
合計	92	133%

■森林整備事業など水源かん養に係る事業に新たな財源が必要ならば、他の経費を節約すべきである。

■理由を問わず、新たな税には反対である。

□森林整備事業など水源かん養に係る事業をきちんとやることは必要だが、県民全体で負担すべきである。

□その他



○ 「他の経費を節約すべき」（58%）が約6割を占め、「理由を問わず、新たな税には反対」（33%）が3割台半ば、「県民全体で負担すべき」（29%）は約3割となっている。

5 県政モニターアンケート調査(第2回)の概要

- 1 調査期間：平成16年12月3日～12月28日
- 2 調査対象：県政モニター 472人
- 3 回答数：369人（回収率78.2%）
- 4 調査方法：郵送及びe-mailによる調査票の配布・回収方式

5 調査結果

《回答者の属性》

回答者の性別	人数	割合
男	212	57.5%
女	156	42.3%
無回答	1	0.3%
合計	369	100%

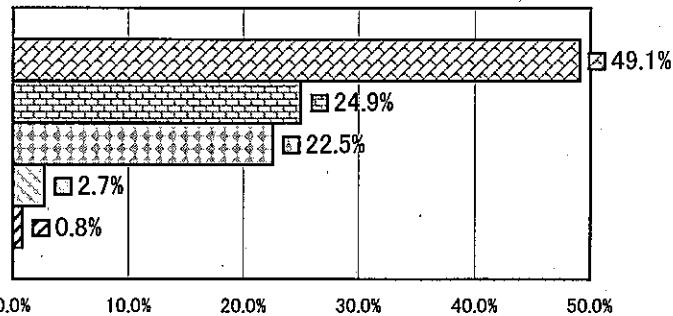
回答者の年齢	人数	割合
20～29歳	29	7.9%
30～39歳	61	16.5%
40～49歳	68	18.4%
50～59歳	78	21.1%
60～69歳	96	26.0%
70歳以上	37	10.0%
合計	369	100%

回答者の居住地	人数	割合
甲府市	61	16.5%
富士吉田市	12	3.3%
塩山市	8	2.2%
都留市	9	2.4%
山梨市	8	2.2%
大月市	13	3.5%
韮崎市	10	2.7%
南アルプス市	29	7.9%
北杜市	27	7.3%
甲斐市	29	7.9%
笛吹市	35	9.5%
東山梨郡	14	3.8%
東八代郡	13	3.5%
西八代郡	13	3.5%
南巨摩郡	25	6.8%
中巨摩郡	15	4.1%
北巨摩郡	11	3.0%
南都留郡	25	6.8%
北都留郡	11	3.0%
無回答	1	0.3%
合計	369	100%

《山梨県の森林の現状について》

山梨県の森林の現状について、どう思われますか。	人数	割合
荒廃が進んでいる（と聞いている）	181	49.1%
わからない	92	24.9%
それほど荒廃は進んでいない（と聞いている）	83	22.5%
その他	10	2.7%
無回答	3	0.8%
合計	369	100%

- 荒廃が進んでいる（と聞いている）
- わからない
- それほど荒廃は進んでいない（と聞いています）
- その他
- 無回答

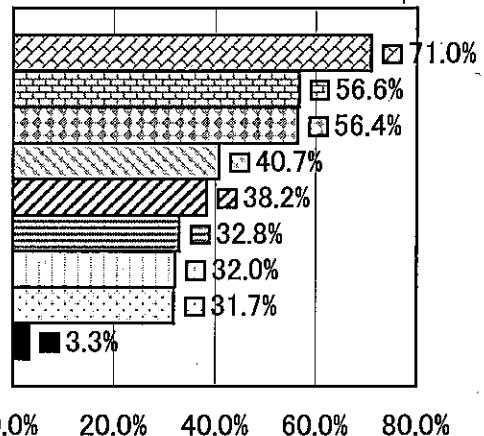


「荒廃が進んでいる（と聞いている）」（49.1%）という意見が概ね半数を占めている。一方、「それほど荒廃は進んでいない（と聞いている）」（22.5%）は約2割となっている。

《水源かん養に係る事業の推進について》

	割合(人数/369)	
	人数	割合
水と森林を守るための事業として何を推進すべきか(複数回答可)		
水源地に位置している県有林の間伐、除伐等の手入れ	262	71.0%
森林内のゴミや空き缶等を除去する事業	209	56.6%
森林を守る意識を高めるための普及事業(ボランティアによる森林整備等)	208	56.4%
手入れが遅れている森林を所有者に代わって、県又は市町村が整備する	150	40.7%
県民が森林に親しむための事業(遊歩道設置、森林体験事業等)	141	38.2%
森林所有者が手入れをしやすくなるように補助の割合を高める	121	32.8%
山梨の水資源の良さを全国的にPRしていく事業	118	32.0%
水源地の森林を県又は市町村が買い上げて整備する	117	31.7%
その他	12	3.3%
合計	1338	363%

- 水源地に位置している県有林の間伐、除伐等の手入れ
- 森林内のゴミや空き缶等を除去する事業
- 森林を守る意識を高めるための普及事業(ボランティアによる森林整備等)
- 手入れが遅れている森林を所有者に代わって、県又は市町村が整備する
- 県民が森林に親しむための事業(遊歩道設置、森林体験事業等)
- 森林所有者が手入れをしやすくなるように補助の割合を高める
- 山梨の水資源の良さを全国的にPRしていく事業
- 水源地の森林を県又は市町村が買い上げて整備する
- その他

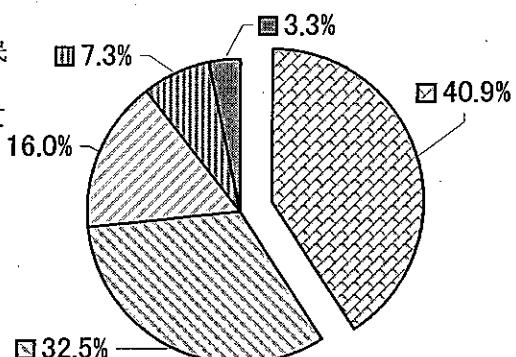


「間伐、伐採等の手入れ」(71.0%)、「ゴミや空き缶等を除去する事業」(56.6%)、「森林を守る意識を高めるための普及事業」(56.4%)がアンケート回答者の5割を超える意見であった。また、森林の整備に関するものを合計すると176.2%、森林に対する意識啓発・普及に関するものを合計すると126.6%の多数となった。

《費用負担のあり方について》

	人数	割合
山梨の水と森林を守るために費用負担のあり方について、どの手法が適しているか。		
新税の導入(ミネラルウォーター事業者に課税する、県民に広く課税する等)	151	40.9%
基金の創設(県が、個人の寄付金や企業の協賛金を募って基金へ積み立てる)	120	32.5%
協力金(企業などに自動的に費用を負担してもらう)	59	16.0%
その他	27	7.3%
無回答	12	3.3%
合計	369	100%

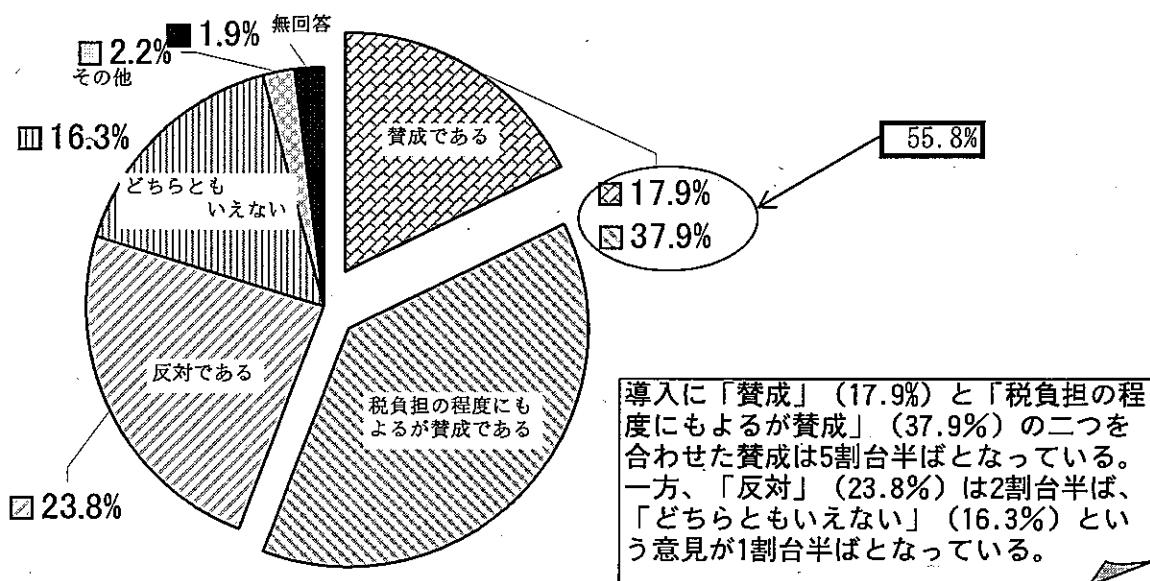
- 新税の導入(ミネラルウォーター事業者に課税する、県民に広く課税する等)
- 基金の創設(県が、個人の寄付金や企業の協賛金を募って基金へ積み立てる)
- 協力金(企業などに自動的に費用を負担してもらう)
- その他
- 無回答



「新税の導入」(40.9%)という意見が約4割超であり、「基金の創設」(32.5%)という意見を8.4ポイント上回っていた。

《ミネラルウォーター税（仮称）の導入について》

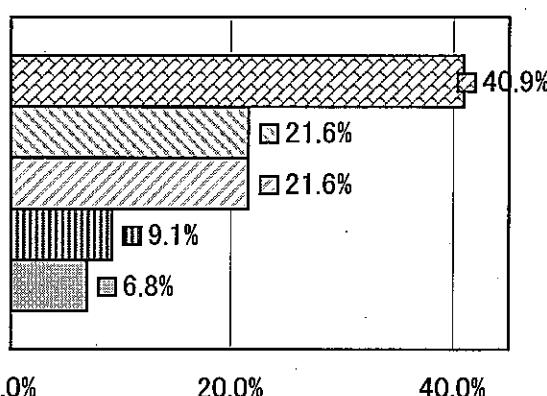
ミネラルウォーター税（仮称）を導入することについて、どう思いますか。	人数	割合
賛成である	66	17.9%
税負担の程度にもよるが、賛成である	140	37.9%
反対である	88	23.8%
どちらともいえない	60	16.3%
その他	8	2.2%
無回答	7	1.9%
合計	369	100%



《ミネラルウォーター税（仮称）の反対理由について》

反対された方。どのような理由で反対だとお考えですか。	人数	割合
森林整備事業に新たな財源が必要ならば、他の行政経費を節約すべきである。	36	40.9%
森林整備をきちんとやることは必要だが、地下水を利用している他の事業者にも負担を求めるべきである。	19	21.6%
理由を問わず、新たな税負担には反対である。	19	21.6%
森林整備をきちんとやることは必要だが、県民全体で負担すべきである。	8	9.1%
その他	6	6.8%
合計	88	100%

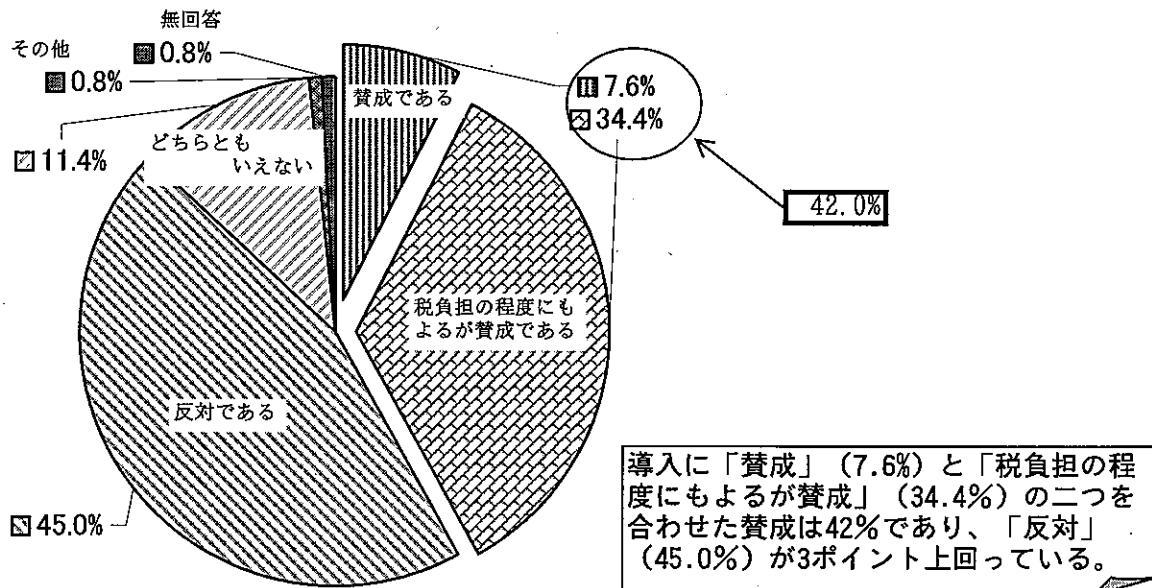
- 森林整備事業に新たな財源が必要ならば、他の行政経費を節約すべきである。
- 森林整備をきちんとやることは必要だが、地下水を利用している他の事業者にも負担を求めるべきである。
- 理由を問わず、新たな税負担には反対である。
- 森林整備をきちんとやることは必要だが、県民全体で負担すべきである。
- その他



「他の行政経費を節約すべき」(40.9%)が約4割、「他の事業者にも負担を求めるべき」(21.6%)が約2割を占め、「県民全体で負担すべき」(9.1%)は1割以下であった。

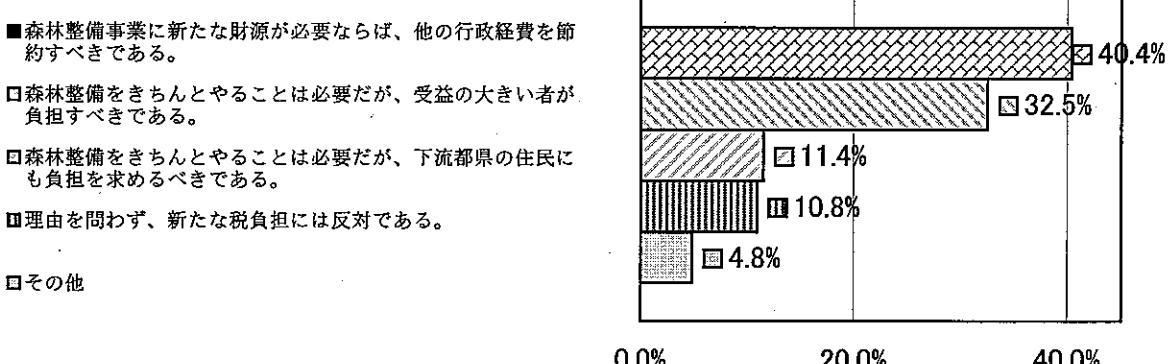
《県民税均等割上乗せ課税の導入について》

県民税均等割に上乗せして課税する方式を導入することについて、どう思いますか。	人数	割合
賛成である	28	7.6%
税負担の程度にもよるが、賛成である	127	34.4%
反対である	166	45.0%
どちらともいえない	42	11.4%
その他	3	0.8%
無回答	3	0.8%
合計	369	100%



《県民税均等割上乗せ課税の反対理由について》

反対された方、どのような理由で反対だとお考えですか。	人数	割合
森林整備事業に新たな財源が必要ならば、他の行政経費を節約すべきである。	67	40.4%
森林整備をきちんとやることは必要だが、受益の大きい者が負担すべきである。	54	32.5%
森林整備をきちんとやることは必要だが、下流都県の住民にも負担を求めるべきである。	19	11.4%
理由を問わず、新たな税負担には反対である。	18	10.8%
その他	8	4.8%
合計	166	100%



「他の行政経費を節約すべき」(40.4%)が約4割、「受益の大きい者が負担をすべき」(32.5%)が約3割を占め、「下流都県の住民にも負担を求めるべき」(11.4%)は1割超であった。

6 山梨県地方税制研究会名簿

	所 属	職 名	氏名(15年度)	氏名(16年度)
会 長	総務部税務課	課長	入倉 基公	入倉 基公
副会長	政策秘書室	政策主幹	原 昌史	福富 茂
会 員	政策秘書室	政策補佐	末木 浩一	望月 洋一
	企画部企画課	課長補佐	原間 敏彦	古屋 正人
	総務部財政課	課長補佐	吉原 美幸	吉原 美幸
	総務部私学文書課	課長補佐	鷹野 勝己	秋山 孝
	総務部市町村課	課長補佐	山縣 勝美	山縣 勝美
	福祉保健部福祉保健 総務課	課長補佐	河野 義彦	河野 義彦
	森林環境部森林環境 総務課	課長補佐	清水 郁也	広瀬 正三
	商工労働部商工総務 課	課長補佐	小田切 一正	小田切 一正
	観光部観光企画課	課長補佐	—	酒井 研一
	農政部農政総務課	担当リーダー	西野 孝	土屋 重文
	土木部土木総務課	課長補佐	斎藤 修	斎藤 修
	総務部税務課	総括課長補佐	斎藤 和樹	宿澤 公夫
		課長補佐	望月 明雄	望月 明雄
		課長補佐	高木 昭	堀内 好臣
	総合県税事務所	総務管理課長	高野 陽子	若尾 友彦

注: 所属及び職名は、平成16年度のもの